

平成29年4月吉日

中部ジュニアゴルフ選手権競技  
予選 参加申込者 様  
(18歳以上の方)

中部ゴルフ連盟

中部ジュニアゴルフ選手権競技  
「ゴルフ場利用税非課税措置」について

本年度『中部ジュニアゴルフ選手権競技 予選・本戦』参加に際しては、ゴルフ場利用税非課税措置を受ける手続きについて、下記の通りとなりますので、お知らせします。なお、所定の用紙が各ゴルフ場に提出されない場合は、非課税措置は受けられませんので、ご注意下さい。(ゴルフ場利用日現在の満年齢が、18歳以上の方は必ず提出して下さい。)

申請書が必要な選手は、中部ゴルフ連盟まで連絡をしてください。郵送いたします。

記

**提出書類**

【年齢18歳以上の選手】

『愛知地区予選』（2組＝指定練習日・競技当日）

ゴルフ場利用税非課税利用申請書

(春日井カントリークラブ)

『岐阜地区予選』（2組＝指定練習日・競技当日）

学生又は生徒のゴルフ場利用に関する証明書

(岐阜カンツリー倶楽部)

『三重地区予選』（1組3枚＝指定練習日・競技当日）

学生等のゴルフ場の利用に関する証明書

(伊勢中川カントリークラブ)

『北陸地区予選』（1組3枚＝指定練習日・競技当日）

ゴルフ場利用税に関する非課税利用証明書

(ゴルフ倶楽部ゴールドウイン)

『本戦』（1組＝指定練習日と競技当日）

ゴルフ場利用税非課税利用証明書

(東名古屋カントリークラブ)

以 上